

一般社団法人蔵前工業会 ぐれない工業会規則

(ぐれない工業会)

第1条 一般社団法人蔵前工業会（以下「蔵前工業会」という。）の会員部会にぐれない工業会を置く。

(目的)

第2条 ぐれない工業会は女性の蔵前工業会の正会員及び登録会員並びに東京工業大学及び大学院の学生が、理工系大学・大学院における経験を踏まえ、情報の交換、交流等を通じて親睦を図り、男女共同参画社会の実現に寄与するとともに、女性の自己実現を支援することを目的とする。

(事業活動)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業活動を行う。

(1) 諸活動の基盤整備維持

ぐれない工業会の活動に資するための名簿作成のほか、事務連絡のためのシステム等、活動の基盤の整備・維持を行う。

(2) 交流会等の企画・運営

交流会、講演会、研究会、見学会等の企画・運営を行う。

(3) 東京工業大学との連携

東京工業大学における男女共同参画の実現、女子学生進学促進等に向けての活動と連携する。

(4) 理工系女性への支援

交流会、相談会等をとおして理工系の分野で自己実現を目指す女性を支援する。

(5) その他

その他この会の目的を達成するために必要な活動を行う。

(会員)

第4条 本会の会員は、蔵前工業会の定款第5条に定める正会員及び登録会員並びに東京工業大学及び大学院の学生である女性のうち、この会の目的に賛同する者とする。

2 入会方法は別に定める。

(ぐれない工業会役員の設置)

第5条 本会の役員として幹事15名以内を置く。

2 幹事の中から、以下の職務を行う者を互選で選任する。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 副代表幹事 若干名
- (3) 会計幹事 2名以内
- (4) 情報管理者 正1名、副1名

(幹事会及びくれない工業会役員の職務)

第6条 本会は、代表幹事、副代表幹事、会計幹事、情報管理者及び幹事から成る幹事会を置く。

- 2 代表幹事は会務を統轄する。代表幹事に事故ある時は副代表幹事が代行する。
- 3 副代表幹事は、別に定めるところによりこの会の事務を分担する。
- 4 幹事は、代表幹事及び副代表幹事を補佐し、会の企画・運営を行う。
- 5 会計幹事は、本会の会計を管理し、会計報告の取りまとめを行う。
- 6 情報管理者は、本部事務局長と連携し、女性会員データの維持・更新に務める。また、第3条第1項第1号に記載の名簿管理を行う。

(任期と改選)

第7条 役員の任期は2年とし、くれない工業会総会で選出する。なお、再任を妨げない。

- 2 役員が任期途中で退任した場合、選出される後任の役員の任期は前任者の残任期間とする。

(機関)

第8条 本会の機関は次のとおりとする。

- (1) くれない工業会総会は、年1回開催することとし、規則の改廃の承認、幹事の選出、活動報告、会計報告等を行う。
- (2) 幹事会は、会務の企画・立案及び運営を行う。
- (3) 必要に応じて委員会、部会等を設けることができる。

(経費)

第9条 本会の経費は、蔵前工業会から交付される事業費等をもって支弁する。

- 2 不足の場合、参加者からその都度徴収する会費を充当する。

(会員部会長への報告)

第10条 本会の総会における承認、報告等の事項については、速やかに会員部

会長に報告を行う。また、事業活動については適宜、会員部会長に報告する。

(退会)

第 11 条 退会は本人の申し出による。

(事務連絡先)

第 12 条 本会の事務連絡先は次のメールアドレスとする。

kurenai.kuramae@nifty.com

(規則の改廃)

第 13 条 規則の改廃はくれない工業会総会で、出席会員の 2 分の 1 以上の承認を得て、会員部会長及び本部事務局長に届出るものとする。

附 則

この会則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、2013年5月26日から施行する。

入会方法

会員（蔵前工業会の定款第5条に定める正会員及び登録会員並びに東京工業大学及び大学院の学生である女性のうち、この会の目的に賛同する者）

蔵前工業会の正会員及び登録会員並びに東京工業大学及び大学院の学生である女性を会員とする。ただし、本会の事務連絡先に本会の目的に賛同しない旨の連絡を受けたときには、会員としない。

名簿作成方法

くれない工業会会員のうち、くれない工業会名簿への連絡先掲載に同意した者を、くれない工業会名簿に掲載する。具体的には、以下の方法で掲載是非を尋ねる。

- ①蔵前工業会誌内及びくれない工業会ホームページにくれない工業会及び同会名簿についてのお知らせを掲載し、くれない工業会会員に名簿への連絡先掲載を促す。
- ②随時、名簿記載を同意している会員から、名簿に未掲載のくれない工業会会員に対し、くれない工業会及び同会名簿について説明し、くれない工業会名簿への連絡先掲載を促す。